

# 広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課  
 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
 TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
 メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp  
 ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

## 第37号 令和5年4月

### 令和5年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました

令和5年2月28日、倶知安町ホテル第一会館において、令和5年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に片山広域連合長から令和5年度行政執行方針が述べられました。

議案の審議では、令和4年度補正予算3件、令和5年度各会計予算3件、副広域連合長の選任同意等について審議され、いずれの案件も原案のとおり可決等されました。

#### ◇ 審議された議案と結果

議案	議案	結果
報告第1号	後志広域連合における要介護認定の状況について	報告
議案第1号	後志広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	原案可決
議案第2号	後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	令和4年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第5号	令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第6号	令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第7号	令和5年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第8号	令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第9号	令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決
同意第1号	後志広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて	原案同意
発議第1号	後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決

### 副広域連合長の就任について

平成31年4月1日から副広域連合長として4年間務められた川村 順二氏が令和5年3月31日を以って退任され、4月1日から新しい副広域連合長に、北川 淳一氏が就任されました。

任期については、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間となります。

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

## 税金は滞納せず納めましょう！！ ～税務課からのお知らせ～

### ◇ 納税を後回しにしてもいいことはありません！！

新型コロナウイルスの感染拡大による収入減や、物価の高騰により生活費が圧迫され、納税を後回しにしてしまっている人もいるかもしれません。

納税を放置していると滞納処分を受けることになります。通常の納税が厳しい状況にある人は、課税元の自治体に分納等の納税相談をし、確実に納税をしてください。

また、税金を滞納すると延滞金も発生します。延滞金は本税の残額を基に算出されるので、滞納が長引くと延滞金が増え、生活費の圧迫に繋がります。

そうならない為にも、納税は後回しにせず、すぐに相談してください。

### ◇ 滞納をすると・・・

税金が滞納になると、勤務先への給与調査や、各種財産の調査を実施、ご自宅等への捜索を実施し、換価可能な財産が発見されれば、差押を執行し、滞納税へ充当いたします。

また、分納中であっても、生活や資産の状況が相談の際の申告と相違が無いかを確認するため、財産の調査を行います。調査の結果、分納相談時の申告に虚偽があったり、納税に充当可能な資産が発見された際は、同様に滞納処分を執行致します。

滞納処分以外にも、税金の滞納により行政サービスの申請が受付されない場合があります（医療や子供の養育に係る補助金等）。これは滞納者本人だけではなく、同一世帯の家族全員にも影響を及ぼし、必要な時に、十分な支援を受けられなくなってしまいます。

自動車の差押  
(タイヤロック装着時の様子)



### ◇ 通常納付が厳しい時は相談を！！

給与の調査や差押といった滞納処分に対して、「なんでこんなことするんだ！」「会社に滞納が知られた。」「差押を解除しろ。」といったことを言う人もいますが、そもそも税金の滞納をしなければ、町村や当広域連合に調査や処分をされることはありません。

正常に納付をしていただいている人と不公平にならないよう、当広域連合では各町村と協力の上、滞納整理を実施していきます。

初めにも書きましたが、離職や収入減等、何らかの理由で通常通りの納付が厳しい人は、まず課税元の自治体に相談し、頑張って滞納を減らしていきましょう。

## 高額医療費の「申請手続きの簡素化」について～国民健康保険課からのお知らせ～

今までは診療月ごとに高額療養費支給申請書を提出する必要がありましたが、手続きの簡素化（以下「簡素化」という）の申請書を提出することにより、高額療養費（外来年間合算を含む）の支給申請が2回目以降不要となります。

### ◇ 簡素化手続きを行うには

○「高額療養費の支給申請手続きについて」（ハガキ）が届きましたら、役場の国民健康保険担当窓口、または後志広域連合へ「簡素化希望」の旨お申し出ください。（手続きは初回のみ）  
必要書類は以下のとおりです。

- ① 高額療養費支給申請書（簡素化用）  
※ 役場窓口、または後志広域連合のホームページで入手できます。
- ② 高額療養費の支給申請手続きについて（ハガキ）
- ③ 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ④ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ⑤ 振込を希望する金融機関の通帳



### ◇ 簡素化の申請後の高額療養費の支給について

○国民健康保険料（税）の滞納等が判明した場合は、自動的に簡素化を停止いたします。この場合、停止通知書を事前に送付しますので、以後は「高額療養費の支給申請手続きについて」（ハガキ）を役場窓口を持参して通常の申請をしてください。

詳しくは、役場の国民健康保険担当窓口、または後志広域連合までお問合せください。  
※広域連合のホームページにも掲載しています。

## 傷病手当金（新型コロナウイルス感染症）の支給対象期間を延長しました

○令和2年1月1日～令和5年3月31日の間（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）  
※適用期間を令和4年12月31日までから令和5年3月31日までに延長しました。  
※対象者や申請方法等の詳しくは、過去の広域連合だよりや、後志広域連合のホームページをご覧ください。

## 出産育児一時金支給額の引き上げについて（令和5年4月以降）

○令和5年4月1日以降に出産した被保険者に対し支給される出産育児一時金が、一児あたり最大42万円から最大50万円となります。  
※産科医療保障制度加算対象出産ではない人は48.8万円となります。

〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎車庫棟2階  
後志広域連合 国民健康保険課 国保係・保険給付係 TEL:0136-55-8012

# 納めましょう 介護保険料 ～介護保険課からののお知らせ～

後志広域連合では、介護保険料を納めていない方に対して督促状や勧告書などにより納付のお知らせをしています。滞納した保険料は一括納付が原則です。

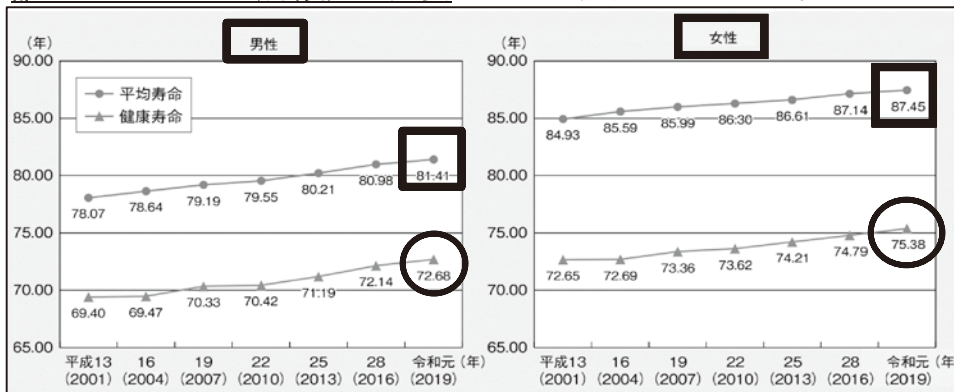
## ◇ みんなで支え合うため

介護保険制度は、健康保険と同じく社会全体で介護の必要な方に費用を給付し、支え合う制度です。将来、介護を必要とする場面になったとき、しっかりと納付を行っていただければ所得に応じた負担で介護サービスを受けることができます。



## ◇ 将来へ備えるため

元気に自立して過ごせる期間である「健康寿命」と平均寿命との差は8～13歳ほどあり、その間は誰かのサポート（介護）を必要とする可能性があります。

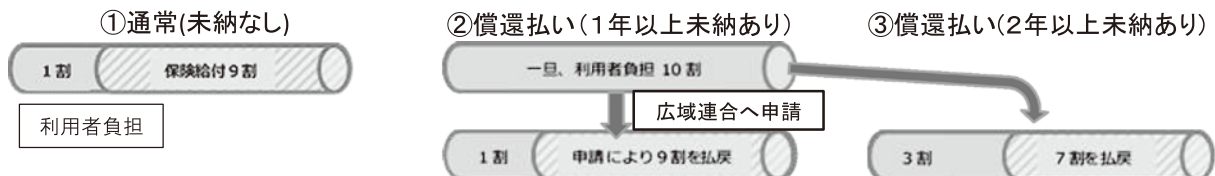


出典：内閣府『令和4年版高齢社会白書』

## ◇ 共同連帯を図るため

介護保険法に基づき、介護保険料未納の期間に応じて様々な措置（制限）があります。  
 滞納期間 例1：1年超え（償還払い化）⇒ 利用したサービス費用が一旦全額自己負担。  
 例2：2年超え ⇒ 自己負担割合が3割または4割に引き上げ

### ○滞納支払イメージ(自己負担1割)



**滞納が続くとサービス利用に制限を受けたり、費用負担が重くなります。**  
 経済的な理由から納付が難しい場合、分割による納付を認める場合があります。  
 一度、当連合まで納付相談をしてください。